

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 1 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 7 年 4 月 21 日(月) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第1回委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月21日(月) 15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 須 川 直 樹
高 瀬 亮 子
渡 邊 英 敏
阿 部 義 広
渡 邊 満 晴
畠 中 順 子
濱 田 貴 史
岡 崎 都
桑 原 保 徳
本 庄 新
阿 部 貴 史 (会長、議長)
近 乗 美 信

欠席委員 笛 吹 理 絵
小 野 裕 佳
鳴 海 美 代

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 高田課長

4. 議事録署名委員 阿部義広委員、本庄委員

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 議席の決定について

審議の結果 くじにより議席を決定した

第2号議案 会長、副会長の互選について

審議の結果 互選により会長に阿部貴史委員が、副会長に本庄新委員が選

	任された
第 3 号議案	各連合海区漁業調整委員会委員の選出について
審議の結果	選任案のとおり決定した

6. 審議概要

事務局長	ただいまより、第 2 3 期第 1 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。私は委員会の事務局長を仰せつかっております平川でございます。本日の進行を務めます。よろしくお願いします。 はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 1 5 名中 1 2 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。
大塚審議監	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 本日は第 2 3 期大分海区漁業調整委員会の第 1 回委員会ということで、議席が決まっておりますのでアイウエオ順でご着席いただいておりますことをはじめにお断りいたします。 さて、先ほど県庁において知事から委員の皆様へ辞令が交付されたところですが、改めまして県、事務局職員も含めまして自己紹介を行いたいと思います。それでは、阿部貴史委員さんから時計回りに自己紹介をお願いします。 (委員自己紹介)
事務局長	続きまして、県及び事務局職員の自己紹介を行います。大塚審議監から順にお願いします。 (農林水産部職員・事務局職員自己紹介)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入ります前に、お手元に配布しております資

料の確認をさせていただきたいと思います。まず、表紙に議案書と書かれたものと、委員名簿、それから仮配席図、右上に資料①と書かれたものをお配りしております。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

では議事に入る前にまず資料①をご覧ください。1ページから大分海区漁業調整委員会規程がありますが、2ページの第7条をご覧ください。委員会において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならないと定められておりますので、発言する際は挙手して発言の意思を示し、議長の了解を得てから発言するようにお願いします。

また、委員会での発言は議事録に記載され、第11条にありますように将来に渡り公開されることとなりますので、ご了解のうえ発言されるようにお願いします。

これより議事に入りますが、第5条により会議の議長は会長が務めることとなっておりますが、第1回目の委員会ですので会長が決まっております。したがって会長が選出されるまでの間の仮議長についてお諮りしたいと思います。

仮議長につきましては、濱田委員さんをお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

事務局長

異議がないようですので、濱田委員さんに第2号議案の「会長、副会長の互選について」の審議終了まで、仮議長をお願いしたいと思います。濱田委員さん、よろしくお願いします。

仮議長

ただいまご指名をいただきましたので、仮議長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

それではまず、議事録署名委員の選任を行いたいと思いますが、いかがいたしましょうか。私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

仮議長

それでは、本庄委員と阿部義広委員にお願いします。

これより議事に入ります。第1号議案の議席の決定についてお

諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案書の２ページをご覧ください。現在は仮の議席ということでアイウエオ順にご着席していただいておりますが、委員会規程第６条の規定により議席はくじで決定することになっております。

仮議長 それでは、ただ今説明がありましたように、くじ引きで議席を決めたいと思いますが、くじを引く順番は事務局に一任ということでしょうか。

また、本日は欠席の委員が３名おりますが、この方々の議席についても事務局に一任するということでしょうか？

委員一同 はい。

仮議長 それでは、事務局職員の方がくじをお持ちしますので、順にお引きください。

(くじ引き)

事務局長 本日欠席の委員の議席については、事務局の方でくじをひかせていただきました。それでは、ただいまから、くじによる各委員さんの議席番号を読み上げます。

１番須川委員、２番高瀬委員、３番笛吹委員、４番渡邊英敏委員、５番阿部義広委員、６番渡邊満晴委員、７番畠中委員、８番小野委員、９番濱田委員、１０番岡崎委員、１１番桑原委員、１２番鳴海委員、１３番本庄委員、１４番阿部貴史委員、１５番近乗委員。以上でございます。

なお、議席につきましては次回開催の委員会から、ただいま読み上げました順番にご着席いただきますが、本日はそのままご着席くださるようお願いいたします。

以上でございます。

仮議長 次に、第２号議案の「会長、副会長の互選について」をお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案書の５ページをご覧ください。漁業法第１３７条第２項の規定により海区漁業調整委員会に会長を置き、会長は委員が互選することとなっております。また、議案書の３ページに示していますように、大分海区漁業調整委員会規程第２条により委員会に副会長１名を置き、副会長は委員が互選することとなっております。すなわち、会長、副会長ともに委員の皆様の互選により選出していただくこととなります。

事務局で事前に委員の皆様の意向を伺ったところ、会長は第２２期で副会長を務められた阿部貴史委員に、副会長は学識経験者の立場から会長を補佐していただきたいということで本庄委員にお願いしたいというご意見をいただいております。

仮議長

事務局より説明がありましたが、委員のみなさんのご意見としては会長に阿部貴史委員、副会長に本庄委員をとということのようです。皆さんご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

仮議長

それでは阿部貴史委員を会長に、本庄委員を副会長に選任することに決定します。

会長、副会長が決まりましたので、これを持ちまして議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

阿部貴史委員、本庄委員は議席のご移動をお願いします。

ここで新たに選任されたお二人にごあいさつをお願いしたいと思います。

会長

（あいさつ）

副会長

（あいさつ）

事務局長

ありがとうございました。阿部貴史新会長には、大分海区漁業調整委員会規程第５条の規定により議長をお願いします。

議長

それでは議事を進めたいと思います。

第3号議案の「各連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明してください。

事務局長

議案書の7ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会委員の選出についてご説明させていただく前に、第23期から新たに任命された委員もいらっしゃいますので、簡単に連合海区漁業調整委員会についてご説明したいと思います。

8ページをご覧ください。

一番上に記載しておりますが、連合海区漁業調整委員会とは、漁業法第147条に基づき、特定の目的のために、2つ以上の海区にわたる問題を処理するため必要に応じて設置される委員会です。一つの海区だけで処理できない、処理してはならない事項について、複数の海区漁業調整委員会が共同して処理に当たることとなっています。

本県関係では周防灘三県連合海区、伊予灘連合海区、豊予連合海区、大分・宮崎連合海区の4つの連合海区漁業調整委員会を設置しておりまして、それぞれの事務規程に基づき、海区ごとの委員の定数を定めております。

一つ目の周防灘三県連合海区漁業調整委員会は、山口県瀬戸内海海区及び福岡県豊前海区との連合海区漁業調整委員会で、海区ごとに5名の委員を選出することとなっております。

二つ目の伊予灘連合海区漁業調整委員会は、山口県瀬戸内海海区及び愛媛海区との連合海区漁業調整委員会で、海区ごとに4名の委員を選出することとなっております。

三つ目の豊予連合海区漁業調整委員会は、愛媛海区との連合海区漁業調整委員会で各県海区ごとに6名の委員を選出することとなっております。

4つ目の大分・宮崎連合海区漁業調整委員会は、宮崎海区との連合海区漁業調整委員会で、各県海区ごとに5名の委員を選出することとなっております。

参考として一番右の欄に各連合海区の直近の議題について記載しておりますのでお読み取りいただければと思います。

以上が連合海区漁業調整委員会のあらましでございますが、第3号議案ではただいまご説明しました各委員会の委員の互選をお願いするものであります。

なお、8ページの資料下段に広域漁業調整委員会という記載がございますが、こちらは、さらに広域的な問題进行处理するために太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の3ブロックに分けて設置される委員会です。

当委員会が関係する太平洋広域漁業調整委員会および瀬戸内海広域漁業調整委員会についても各1名の委員を選任する必要がありますが、第22期委員会の後期からそれぞれ濱田委員と本庄委員が選任されておりまして、任期が本年9月末までとなっておりますので、それまでに開催される委員会で改めて各広域漁業調整委員会の次期委員を選任するのがよろしいかと思えます。

以上で説明を終わります。

議 長

4つの連合海区でそれぞれ委員の割り振りをするようになりますので、事務局の案を提示してもらって、それについてご意見を伺いたいと思います。事務局案をお配りしてください。

事務局長

それでは、各連合海区漁業調整委員会の選任案をお配りいたします。

(選任案配布)

選任案をご覧ください。

周防灘三県連合海区漁業調整委員会は、渡邊英敏委員、近乗委員、岡崎委員、笛吹委員、阿部貴史委員に、

伊予灘連合海区漁業調整委員会は、近乗委員、阿部義広委員、畠中委員、須川委員に、

豊予連合海区漁業調整委員会は、須川委員、桑原委員、鳴海委員、高瀬委員、本庄委員、小野委員に、

大分・宮崎連合海区漁業調整委員会は、桑原委員、高瀬委員、渡邊満晴委員、本庄委員、濱田委員に、それぞれお願いしたいと考えております。

なお、先ほどもご説明しましたが、瀬戸内海と太平洋の2つの広域漁業調整委員会については、現在、本庄委員に瀬戸内海を、濱田委員に太平洋をお願いしているところであり、任期が本年9月30日までとなっておりますので引き続き委員をお願いすることとなります。

議 長	事務局から案が示されましたが、ご意見等ありますでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、事務局の原案どおり決めさせていただきます。これから4年間どうぞよろしくお願いします。 連合海区漁業調整委員会の割り振りが決まったところで、事務局からそれぞれの委員会での大分海区の代表者について説明があります。
事務局長	それぞれの連合海区漁業調整委員会においては、会長、副会長を委員の互選により選出しますが、関係する海区の代表者を交代で選出することが慣例となっております。 ここで選任案資料の裏面をご覧ください。第22期はこのように各連合海区で会長、副会長を選出しております。 これから第23期委員として選任された委員さんにより各連合海区漁業調整委員会で会長、副会長を改めて互選することになると思われませんが、これまでどおり各海区で代表者となる委員を決めておき、その委員が選任されることとなります。 基本的にはそれぞれの連合海区漁業調整委員会に選任された委員さんで互選するものですが、これまで大分海区からは各連合海区における調整の経緯等に詳しい学識又は中立委員の方を代表として選出してきた経緯があります。この経緯を踏襲し、各連合海区での大分海区の代表者は周防灘三県連合については阿部貴史委員に、豊予連合と大分・宮崎については本庄委員にお願いすることが妥当ではないかと考えています。 ただし、伊予灘連合については、漁業者委員のみとなっておりますので、第22期も同連合海区の委員に選任されていた阿部義広委員にお願いするのがよろしいのではないかと考えています。 なお、今年度は豊予連合と大分・宮崎は本県が会長県となっております。 以上です。
議 長	今の事務局の説明についてご意見等ありますか。

委 員	異議なし。
議 長	それでは、事務局の方針で進めるということでよろしいでしょうか
委 員	異議なし。
議 長	それでは、各連合海区漁業調整委員会で大分海区の代表となる委員については、事務局の案で進めることとします。 これで議案の審議はすべて終わりました。 他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。
事務局長	皆様本日は誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は5月23日の午後3時からを予定していますので、スケジュールの確保をお願いします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第1回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年4月21日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員